プロジェクト	IASB 公開草案「金融商品の分類及び測定の修正（IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案）」に対するコメントの検討
項目	第 199 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 199 回金融商品専門委員会（2023 年 4 月 27 日開催）において、公開草案「金融商品の分類及び測定の修正（IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案）」の概要について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（公開草案「金融商品の分類及び測定の修正（IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案）」の概要に関する意見）

電子送金で決済される金融負債の認識の中止：質問 1 に関する意見

2. IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）B3.3.8 項及び B3.1.2A 項に関する ASBJ 事務局の気付事項に賛成する。本公開草案の B3.1.2A 項における決済日会計の明確化に関する提案は、営業債権及び営業債務の認識又は認識の中止に局面を限定すれば理解できるが、金融商品の全体を対象としていることにより、デリバティブなどに関する既存の IFRS 第 9 号の定めと明らかな不整合が生じていると考える。

3. 金融負債の認識の中止は、客観性及び健全性の観点から原則として現預金を引き渡した時点である決済日に行うべきと考える。なお、本公開草案が提案する IFRS 第 9 号 B3.3.8 項のみなし規定に関して、送金指示から決済までの期間及び決済リスクは、例えば SWIFT[1] などの電信送金（ワイヤー・トランスファー）や米国の ACH 送金[2]などの決済システムや送金先によって異なると理解している。

金融資産の分類－基本的な融資の取決めと整合的である契約条件：質問 2 に関する意見

4. ASBJ 事務局の気付事項は、ESG 連動要素を含む金融資産は公正価値ではなく償却原価で測定すべきという方向性は国際会計基準審議会（IASB）の考え方に賛同するものの、本公開草案が提案する基本的な融資の取決めと整合的な利息の諸要素について全般的に対応

[1] 国際銀行間通信協会（Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication:SWIFT）
[2] Automated Clearing House Transfer。日本における全銀システムに類似する小口決済ネットワーク

することを意図した定め方では実務において償却原価で測定できないケースが生じる可能性があるため、ESG 連動要素を対象に明確な例外規定を設ける方がより適切に対応できるという趣旨と理解しており、これに賛成する。

5. 債務者に固有のものでなければならないという提案を取り入れた場合に、キャップやフロアーの条件など、現行実務では SPPI の判定において問題が無いとされている契約条項について意図しない影響を与える可能性がある。

6. ASBJ 事務局の気付事項では IASB の提案では IFRS 第 9 号における利息に該当することを十分に説明できていないとしているが、ESG 連動要素を含む契約について、利息の変動の前後、例えば条件の達成の結果として減免された金利が SPPI 要件を充足しているか否かがポイントであると理解している。この理解でよいか確認したい。

7. 事務局資料第 24 項(1)に記載されている契約上のキャッシュ・フローの特性を評価する際の蓋然性の考慮に関して、蓋然性が高い又は低いという表現が誤解を生む可能性があるため見直すべきである。

開示－契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件：質問 6 に関する意見

8. 本公開草案が提案する開示によって、コストに見合う便益がもたらされるか疑問であるため、ASBJ 事務局の気付事項に賛成する。

9. 偶発的事象の発生の蓋然性が不明な状況において定量的情報を開示することがどこまで利用者にとって有用であるか疑問がある一方、当該情報の集計に係る実務負担は大きいと考えられるため、ASBJ 事務局の気付事項に賛成する。

10. ASBJ 事務局の気付事項に賛成する。偶発的事象ごとに定量的情報の開示を要求する本提案では、大量の詳細な開示が必要となる可能性がある。また、契約上のキャッシュ・フローの変更の範囲に関する情報だけでは利用者が財務諸表への影響を理解するうえで十分ではなく、開示の仕方によっては誤解を招く懸念がある。

11. 債務者に固有の偶発的事象は ESG 連動要素に限定されないため、潜在的な対象範囲は多岐にわたる可能性があるが、本公開草案ではこれに関する定義や例示が示されていないため、実務への適用は困難と考える。

12. 本公開草案の提案は、ESG 連動要素を含む金融資産の分類における SPPI 要件に関する提案に関連するものとして開示を要求していると理解している。一方、同提案では SPPI 要件が適用されない金融負債まで開示対象とされており、提案の意図が理解できない。ま

た、例えば期限前償還条項が対象となる場合に、流動性リスクに関する満期分析に関する開示との関連性についても考慮が必要になるが、そのような検討はなされていないと思われる。

開示－その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資：質問5に関する意見

13. 企業の業績指標としての純利益を重視する立場から、FVOCI資本性金融資産については処分時に未実現損益をリサイクリングするメカニズムが必要であるというASBJ事務局の気付事項を支持する。

14. 本公開草案で提案されているIFRS第7号第11A項(f)により開示が要求される情報は、企業の内部管理において使用されておらず、当期中に追加取得した銘柄の一部を売却したケースなどにおいて把握することが困難である。このため、当該情報を追加的に開示することの便益がコストを上回るかどうかに関して疑問があるというASBJ事務局の気付事項に賛成する。

以　上